イ　現物のロング・ポジションをクレジット・デフォルト・スワップ若しくはクレジット・リンク債でヘッジを行った場合又はその逆の場合であること。
ロ　ヘッジ対象ポジションの資産が、クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の決済のための参照債務及び信用事由判断のための参照債務に含まれていること。
ハ　ヘッジ対象ポジションの資産とクレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債のマチュリティが同一であること。
ニ　クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の決済のための参照債務及び信用事由判断のための参照債務に、ヘッジ対象ポジションと同一の通貨建ての債務を含んでいること。
ホ　クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の信用事由、決済方法その他の主要な契約条件に基づき、クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の価格変動幅がヘッジ対象ポジションの価格変動幅と大きく乖離していないこと。
三　特別金融商品取引業者は、次のイからニまでのいずれかに掲げる場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値が通常反対の方向に動く場合は、個別リスク相当額の高い方のポジションのみを自己資本賦課の対象とすることができる。
イ　ヘッジ対象ポジションの資産が参照債務に含まれていないことを除き、第一号ロに該当する場合。ただし、当該参照債務と当該ヘッジ対象ポジションの資産は第二十二条において準用する川上連結告示第九十六条第五号に掲げる条件を満たさなければならない。
ロ　ロング・ポジション及びショート・ポジションが同一の通貨建てでないこと又はマチュリティが同一でないことを除き、第一号イに該当する場合
ハ　ヘッジ対象資産がクレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債と同一の通貨建てでないこと又はマチュリティが同一でないことを除き、前号イからホまでに掲げる全ての要件を満たす場合
ニ　ヘッジ対象資産がクレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の信用事由判断のための参照債務に含まれないことを除き、前号イからホまでに掲げる全ての要件を満たす場合。ただし、ヘッジ対象資産が決済のための参照債務に含まれていることを要する。
四　前三号に該当しない場合には、ロング・ポジション及びショート・ポジションの双方に対して個別リスク相当額に係る自己資本賦課を行う。
8　前二項の規定にかかわらず、債券等のショート・ポジションの個別リスク相当額に代えて、当該ショート・ポジションにおいて発生し得る最大の損失額を当該ショート・ポジションの個別リスク相当額とすることができる。

第十四条を削り、第十五条を第十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

（内部管理モデル方式による市場リスク相当額）

第十四条の二　内部管理モデル方式を用いて算出する一般市場リスク及び個別リスクに係る市場リスク相当額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、バリュー・アット・リスクは一営業日に一回以上の頻度で計測するものとし、ストレス・バリュー・アット・リスク（適切なストレス期間を含む十二月を特定し、当該ストレス期間におけるヒストリカル・データ（過去に実際に発生した価格変動を表す数値をいう。以下同じ。）を特別金融商品取引業者が現に保有するポートフォリオに適用して算出したバリュー・アット・リスクをいう。以下同じ。）は一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

一　次のイ及びロに掲げる額のうちいずれか大きい額
イ　算出基準日のバリュー・アット・リスク
ロ　算出基準日を含む直近六十営業日のバリュー・アット・リスクの平均値に次条第一項に定める乗数を乗じて得た額
二　次のイ及びロに掲げる額のうちいずれか大きい額
イ　算出基準日のストレス・バリュー・アット・リスク
ロ　算出基準日を含む直近六十営業日のストレス・バリュー・アット・リスクの平均値に前号ロの乗数を乗じて得た額
2　内部管理モデル方式を用いて算出する追加的リスクに係る市場リスク相当額は、次に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。ただし、第十七条の二第三項に規定する追加的リスク計測モデルにより算出される追加的リスクの額は、一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。
一　算出基準日の追加的リスクの額
二　算出基準日を含む直近十二週間の追加的リスクの額の平均値

（乗数）

第十五条　内部管理モデル方式における乗数は、次の表の上欄に掲げる超過回数（内部管理モデルを用いる部分について、算出基準日を含む直近二百五十営業日の日ごとの損益（実際に発生した損益又はポートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益をいう。）のうち、その日ごとの損失の額が、保有期間（ポジションを保有すると仮定する期間をいう。以下同じ。）を一日としてリスク計測モデル（第十七条の二第三項に規定する追加的リスク計測モデル及び第十八条の八第四項第三号に規定する包括的リスク計測モデルを除く。）を使用して算出した日ごとのバリュー・アット・リスクを上回る回数をいう。以下この条において同じ。）に応じ、同表の下欄に定める値とする。

超過回数	乗数
零	三・〇〇
一	三・〇〇
二	三・〇〇
三	三・〇〇
四	三・〇〇
五	三・四〇
六	三・五〇
七	三・六五
八	三・七五
九	三・八五
十以上	四・〇〇

2　前項に規定する超過回数が五回以上十回未満の場合において、当該超過回数のうちに市場の特殊要因等に起因すると認められるものがあるときには、当該回数から当該特殊要因等に起因すると認められるものを控除することができる。
3　前項の規定に基づき、控除を行った場合は、その都度、その旨及び市場の特殊要因等に起因すると認められると判断した理由を、金融庁長官に届け出なければならない。

第十六条第一項中「前条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

第十七条を次のように改める。

（一般市場リスク相当額を算出するための内部管理モデル方式の承認の基準）

第十七条　金融庁長官は、一般市場リスクの算出について第十四条第一項の承認をしようとするときは、定性的基準及び定量的基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
2　前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。
一　市場リスクの管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「市場リスク管理部署」という。）が、市場リスク相当額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。